

測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要綱

平成28年9月27日

内灘町告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、内灘町財務規則(昭和40年内灘町規則第4号。以下「財務規則」という。)第65条第3項の規定による測量、設計等コンサルタント業務に係る委託契約について、最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 財務規則第62条第2項に規定する予定価格が50万円を超える測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別(当該業務の予定価格算出の基礎とした委託設計書等(以下「委託設計書等」という。)に係る業務の種別をいう。)に応じ、委託設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、第1号から第3号までに掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8・1を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8・1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第4号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8・2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8・2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第5号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に10分の8・5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8・5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 建設コンサルタント業務(水道施設及び下水道施設含む。) 次に掲げる額の合算額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築(設備)設計業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 測量業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 地質調査業務 次に掲げる額の合算額

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な業務については、10分の8から10分の6までの範囲内(同項第4号に係る委託契約にあつては、10分の8・2から10分の6までの範囲内、同項第5号に係る委託契約にあつては、10分の8・5から3分の2までの範囲内)の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

(落札者の決定等)

第3条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とする。この場合において、入札執行者は入札参加者に対して、当該入札者を失格とする旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者(同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定によるくじ引により決定した者)を落札者とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、当該業務の契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年6月21日告示第39号)

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第29号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日告示第27号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第25号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月30日告示第36号)

この告示は、令和6年5月1日から施行する。